

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主要要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所											
						国	都道府県	市町村	その他														
氾濫が発生した場合でも、氾濫量の抑制や水防活動等により被害を軽減	補助金	水利施設管理強化事業※再掲	流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設の流域治水のための取組	ダム、頭首工等及びこれらと一元管理を行う幹線用排水路であって、 (1)一般型 治水協定ダムの洪水調節機能強化の発揮及び地域防災計画に位置付けた施設の防災・減災機能をきむ多面的機能の発揮等に対応した維持管理に係る費用の支援 (2)特別型 流域治水プロジェクト等に位置付けられた農業水利施設(一般型の施設を除く)の流域治水にかかる次の1)又は2)の取組支援 ア 流域治水推進のための管理体制構築等に係るもの イ 治水協定ダムの事前放流、農業用ため池の低水位管理、農業水利施設を活用した事前排水	(1) 50.0% (2) 50.0%	国	都道府県	市町村	その他	農林水産省	地方公共団体(県、市町村)	5※再掲											
													補助金	農村地域防災減災事業	・洪水被害等を未然に防止するために行う排水施設等の整備 ・決壊等による被害の防止や洪水調節機能の強化等を目的としたため池整備	(1) 排水施設等整備事業(湛水防除事業) 受益面積が30ha(畑に係るもの)にあっては20ha)以上、総事業費5,000万円以上等 (2) 湛水被害総合対策事業 受益面積の合計が20ha以上、過去10年間に2回以上の湛水被害が生じた地域であって、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等 (3) 防災重点農業用ため池緊急整備事業 受益面積が2ha以上かつ総事業費4,000万円以上等 (4) ため池洪水調節機能強化事業 防災受益面積7ha以上、総事業費800万円以上、流域治水プロジェクトが策定された水系で実施するもの等	(1) 50.0%等 (2) 50.0%等 (3) 50.0%等 (4) 50.0%等	32.0%等	18.0%等	0.0%	農林水産省	地方公共団体等(県、市町村、土地改良区)	29
	交付金	海岸事業	高潮・高波等に対する防災・減災を目的として、地方公共団体等が行う海岸保全施設の整備等	事業計画の総事業費が以下のとおりであること ①北海道、離島、沖縄、奄美:5千万円以上 ②その他:1億円以上等	1/2等	-	-	農林水産省 国土交通省	海岸管理者(都道府県等)	31													
											補助金	通常の下水道事業	公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業	-	1/2	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	32			
	交付金	下水道浸水被害軽減総合事業(再掲)	内水浸水リスクの高い地区等において、下水道浸水被害軽減総合計画に基づきハード・ソフト合わせて総合的に実施する都市浸水対策	次のいずれかの要件を満たすこと ① 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区 ア 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区 イ 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区 ウ 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点及び避難地)又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区 エ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区 i) 浸水面積が1ha以上想定される地区 ii) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点、避難地、地下街等)又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する地区 ② 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数 が2回以上発生し、未解消となっている地区 ③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区 ④ 100mm/h安心プランに登録された地区 ⑤ 特定都市河川流域に指定された地区	1/2	-	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)											24※再掲		
											交付金	都市水害対策共同事業	下水道事業と河川事業とが連携・共同して行う、相互の施設をネットワーク化するための管渠、ポンプ施設等の整備	-	1/2	-	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		33	
	交付金	新世代下水道支援事業(再掲)	水循環を良好な状態に維持・回復する施策を支援していくため、または雨天時に公共水域に流入する汚濁負荷の削減を図るための下水道施設の整備	次のいずれかの要件を満たすこと a) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置、改造を行うこと。 b) 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制が必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。 c) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。	1/2	-	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)											22※再掲		
											補助金	下水道床上浸水対策事業(下水道防災事業費補助)	大規模な再度災害防止のための下水道施設の整備	駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、過去概ね10年間に床上浸水被害が発生した実績があり、以下のいずれかに該当する地区 ・ 過去概ね10年間に、延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上発生した地区 ・ 内水浸水シミュレーションにより、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区	1/2	-	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		34	
	補助金	事業関連下水道事業(下水道防災事業費補助)	河川事業と連携して実施する下水道施設の整備	以下のいずれかに該当する地区 ・ 過去概ね10年間に、内水氾濫による延べ浸水被害戸数が25戸以上発生した地区 ・ 内水氾濫により、市役所、要配慮者施設等の重要施設が浸水する恐れがある地区	1/2	-	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)											35		
											補助金	大規模雨水処理施設整備事業(下水道防災事業費補助)	雨水処理を担う大規模な下水道施設の整備	雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築事業のうち、以下の要件を満たすこと ・ 事業の完了までに要する期間が概ね10年以内 ・ 全体事業費が5億円以上	1/2	-	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)		36	
	補助金	官民連携治水対策下水道事業(下水道防災事業費補助)	公共下水道管理者等の認定を受けた民間の雨水貯留浸透施設の整備	-	1/2	-	1/4	1/4	国土交通省	民間事業者等											37		
											税制特例	浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置(固定資産税)	浸水被害対策区域において、下水道法に基づき認定計画に基づき民間事業者等が整備した雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税を1/6~1/2に軽減	-	-	-	-	-	国土交通省	民間事業者等		38	
	-	本計画を登録することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等	<策定主体> 河川管理者と下水道管理者とし、流域対策を実施する連携事業者と協力すること。	・河川管理者による河川の整備、下水道管理者による下水道の整備及びソフト対策を実施することを必須とし、それに加え、流域治水推進の取組である、雨水貯留浸透施設の整備や「田んぼダム」の取組、土地利用の工夫等の流域対策等を一体的に実施する取組を定めた計画を登録すること。	-	-	-	-	国土交通省	<策定主体> 河川管理者と下水道管理者等											24※再掲		
											-	本プランを策定することにより、 ・交付金重点配分対象 ・流域貯留浸透事業の交付要件緩和等 ※再掲	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等	・河川及び下水道整備における従来の目標とする計画降雨を超える局地的大雨を対象とするものであること。 ・行政機関(河川管理者、下水道管理者等)が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害を軽減する取組(ソフト対策等)を実施するものであること。 ・浸水被害軽減のための集中的な対応等に重点を置くものであること。 ※R6年度より新規募集停止	-	-	-	-	国土交通省	<策定主体> 市町村および河川管理者、下水道管理者等		25※再掲	

流域治水対策等の主な支援事業

内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主要要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
					国	都道府県	市町村	その他			
治山事業	補助金等	治山事業 ※再掲	荒廃渓流の安定化や崩壊地の復旧のための治山ダム等治山施設の設置や保安林の整備等	山地において天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃渓流、はげ山及び地隙(以下「崩壊地等」という。)の復旧整備を行うものであって、次の(1)及び(2)に該当するものであること等 (1) 崩壊地等が次のアからウまでのいずれかに該当するものであること ア 荒廃の拡大又は土砂、流水等の流出により既に下流に被害を及ぼし、又は被害を及ぼすおそれがあるものであって、流域保全上重要なもの イ 活断層周辺又は沿岸部の山地における崩壊地であって、地震又は津波により著しい被害を及ぼすおそれのあるもの ウ 公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するものであること ア 1級河川上流で行うもの イ 2級河川上流で行うもの ウ その他の河川又は地区で行うものであって、崩壊地等が次の(ア)から(エ)までのいずれかに被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの (次のア)に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものについては、山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているものに限る。 (ア) 市街地又は集落(人家が10戸以上あるものに限る。) (イ) 主要公共施設 (ウ) 農地、ため池、用排水施設、漁場等 (エ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の一連の避難経路等	-	1/2等	-	-	林野庁	都道府県	16※再掲
砂防堰堤、床固工群等の整備	交付金	通常砂防(火山砂防)事業	流域における荒廃地域の保全及び土石流や火山噴火等に伴う火山泥流、火砕流、溶岩流等の土砂災害から下流部に存在する人家、公共施設等を守ることを主たる目的とし、砂防堰堤等の砂防設備の整備を実施する事業	砂防指定地内において、1件あたりの事業費が1億円以上で以下のいずれかの要件に該当し、かつ、原則、警戒対策にかかわる措置がなされているもの。また、区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されていること ① 1級河川又は2級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの ② 流域内崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの ③ 流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの ④ 河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれがあるもの ⑤ 今後の高雨期により多量の土砂が流下するおそれのある渓流で次のいずれかに該当する効果のあるもの ① 公共施設(官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等)のうち相当規模以上のもの及び市町村地域防災計画に位置付けられている避難場所及び重要輸送工業施設の保護 ② 市街地・集落(人家50戸以上)の保護 ③ 農地(耕地面積30ha以上)の保護 ④ 港湾又は河口の埋没(年間埋没10,000m ³ 以上)防止	-	(通常) 1/2 (火山) 5.5/10 ※沖繩・奄美については補助率が異なる。	-	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	39
排水施設、擁壁等の地すべり防止施設の整備	交付金	地すべり対策事業	人家、公共建物、河川、道路等の公共施設等に対する地すべり等による被害を抑制し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とし、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業	地すべり防止区域内において、総事業費が1億円以上で以下のいずれかの要件に該当し、かつ、原則、区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されていること。 ① 多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの ② 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの ③ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの ④ 市町村地域防災計画に位置付けられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの ⑤ 貯水量30,000m ³ 以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの ⑥ 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの ⑦ 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの	-	1/2	-	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	40
擁壁工、排水工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備	交付金	急傾斜地崩壊対策事業	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護し、もって民生の安定と国土の保全に資することを目的とし、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置、その他急傾斜地の崩壊を防止するために実施する事業	次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもので、かつ、区域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。 ① 急傾斜地の高さが10m以上であること。※条件によっては10mを5mに読み替えることが可能 ② 移転適地がないこと ③ 市町村地域防災計画に位置付けられている避難場所若しくは災害対策本部を設置するものが指定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画に重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの	-	1/2 ※沖繩・奄美については補助率が異なる。	-	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	41
土砂・洪水氾濫が生じた場合の危険性が著しい流域等における砂防関係施設の整備	補助金	大規模特定砂防等事業	土砂・洪水氾濫対策計画等に位置付けられた大規模な基幹施設、および本事業の整備効果が高めるために都道府県が都道府県単独事業や交付金事業を実施中、又は実施見込みの箇所における事業	・防災・安全社会資本整備交付金及び沖繩振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)以下、砂防事業等の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)及び(2)のすべてに該当するもの。 (1) 土砂・洪水氾濫対策計画等に位置付けられた大規模な基幹施設に係る砂防施設 (2) 土砂・洪水氾濫対策計画等に基づき、本事業の整備効果が高めるために、都道府県が都道府県単独事業や交付金事業を実施中又は実施見込みであること。	-	(通常) 1/2 (火山) 5.5/10 (地すべり) 1/2 (急傾斜) 1/2 ※沖繩・奄美については補助率が異なる。	-	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	42
異なる事業の連携が必要となる箇所において、砂防関係施設の整備	補助金	事業間連携砂防等事業	河川事業や道路事業と連携した土砂・洪水氾濫対策、道路保全対策、河道閉塞対策のための砂防関係施設の整備を実施する事業	・防災・安全社会資本整備交付金及び沖繩振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)以下、砂防事業等の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの。 (1) 土砂・洪水氾濫対策 河川事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、土砂・洪水氾濫のおそれのある河川のうち、国又は地方公共団体が管理する河川の流域における対策 (2) 道路保全対策 道路事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、国又は都道府県等が管理する道路の防災上重要性の高い区間等のうち、土砂災害による寸断のおそれのある箇所における対策 (3) 河道閉塞対策 河川事業や砂防事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内(ただし、地すべりが大規模な場合は、概ね10年以内)で完了する砂防事業等であって、河道閉塞形成・決壊により河川管理施設又は砂防関係施設に被害を及ぼすおそれのある箇所における対策	-	(通常) 1/2 (急傾斜) 1/2 ※沖繩・奄美については補助率が異なる。	-	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	43
住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域を優先的に保全する砂防関係施設の整備	補助金	まちづくり連携砂防等事業	居住誘導区域および地域生活拠点として指定された区域、または指定しようとする区域、もしくは居住誘導区域や地域生活拠点を接続する主要幹線道路、鉄道等を保全する事業	防災・安全社会資本整備交付金及び沖繩振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業(砂防事業)以下、砂防事業等の各々の採択基準に該当するものであって、次の(1)または(2)のいずれかに該当するもの。 ただし、急傾斜地崩壊対策事業については、社会資本整備総合交付金交付要綱交付要綱付属第2編交付対象事業の要件イ〜6急傾斜地崩壊対策事業4.①について、「急傾斜地の高さが5m以上であること」と読み替えるものとする。また、令和4年度以前に採択されたまちづくり連携砂防等事業に限り、当該事業で継続するものとする。 (1) ①【保全対象】①〜③のいずれかの区域を保全する砂防事業等(①)については立地適正化計画に記載された防災方針、②については立地的適正化計画または広域的な立地適正化の方針、③については市町村管理構想(注)の記載事項1イ〜ハ【保全対象】 (2) ①立地適正化計画において居住誘導区域として指定された区域もしくは指定しようとする区域 ②立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針に地域生活拠点として位置付けられた区域(注)に該当する区域 ③市町村管理構想に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域 【記載事項】 イ 砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域 ロ 土砂災害リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標 ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づく統一的な色分けに関すること (2) 上記に示す①〜③のいずれかの区域と接続する主要幹線道路、鉄道、遊園路、インフラを保全する砂防事業等	-	(通常) 1/2 (火山) 5.5/10 (地すべり) 1/2 (急傾斜) 1/2 ※沖繩・奄美については補助率が異なる。	-	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県)	44

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主要要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
						国	都道府県	市町村	その他			
		補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業	浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定にあわせた地方公共団体や民間事業者等による二線堤の築造等	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修事業を実施する河川において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の公表がなされていること。 ・流域水害対策計画に基づき浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が5年以内になされる見込みであること。 ・当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画を作成済又は作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村において、概ね5年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること。 ・指定区域内の一般河川又は二級河川において二線堤を市町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を自費に負担するものに限る。(※1) 	1/2	1/4 ※1	1/4 ※1	その他は民間事業者等が整備する場合	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村、民間事業者等)	19※再掲
						特別交付税措置	特定都市河川浸水被害対策推進事業	当該事業で民間事業者等が実施する二線堤の整備費用の一部を都道府県等が負担する場合、負担額の5割について特別交付税措置を講ずる	<ul style="list-style-type: none"> ・流域水害対策計画に基づき浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が5年以内になされる見込みであること。 ・当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画を作成済又は作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村において、概ね5年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること。 ・指定区域内の一般河川又は二級河川において二線堤を市町村、民間事業者等が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を自費に負担するものに限る。 	1/2	1/4(5割を特別交付税措置)	-
宅地嵩上げ		交付金	土地区画整理事業	立地適正化計画に位置付けた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、土地の嵩上げ費用及びそれに係る移転補償費の一部を都市再生区画整理事業の補助限度額へ算入可能 地方債の公共事業等債の起債充当率90%(本来分50%、財分40%)、うち20%(財分の1/2)は交付税措置対象	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生区画整理事業としての交付金の活用にあたっては、直前の国勢調査の結果に基づき人口集中地区に係る区域に存する等の要件を満たすことが必要。その上で嵩上げ費用の補助限度額算入には以下の全ての要件への該当が必要 ・面積が20ha以上であり、かつ、1,000棟以上の浸水被害が想定される浸水想定区域(水防法に定められる洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域又は津波地域等)に関する法律に定められる津波災害警戒区域をいう。)が行われる事業であること。 ・立地適正化計画に都市再生特別措置法第81条第2項第五号に規定する防災指針が記載されており、当該防災指針に即して実施される事業であること。 ・本事業による事業費が、本事業を実施する区域における浸水を防衛するために必要な施設整備(堤防整備等)のトータルコストよりも安価であること。 ・本事業が流域水害対策計画に位置付けられていること。 ・移転方法が集団移転(複数の建築物等を同時期に移転する方法)であること。 	1/2,1/3	1/2,2/3	-	国土交通省	地方公共団体	45	
						補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業	浸水リスクに晒される地域における宅地嵩上げ等	<ul style="list-style-type: none"> ・特定都市河川浸水被害対策に基づき指定された浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域で、本事業区域を流域水害対策計画に定め、当該区域内のすべての住居が輪中堤又は、宅地嵩上げ等若しくは家屋移転により防護されることとする。 ・防護対象の住戸10戸以上。ただし、家屋の移転を行う場合は、防護対象の住戸のうち、移転住戸を5戸以上とする。 ・本事業による事業費が、本事業を実施する区域における浸水を防衛するために必要な施設整備(堤防整備等)のトータルコストよりも安価であること。 ・本事業が流域水害対策計画に位置付けられていること。 	1/2	1/2	-
リスクの高い区域における土地利用・すまいの方の工夫	水災リスクのある場所を含む地区における住環境の整備	交付金	小規模住宅地区改良事業	地方公共団体が移転勧告等を行った住宅等、不良住宅が集合する地区における住環境の整備改善又は災害の防止のための不良住宅の撤却、従前居住者向けの住宅の建設、生活道路等の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の不良住宅の戸数が15戸以上かつ地区内の住宅の戸数に対する不良住宅の戸数の割合が5割以上であること。(ただし、過疎地域で激甚災害を受けた地域又は事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域である場合は、地区内の不良住宅戸数は5戸以上かつかつ地区内の住宅の戸数に対する不良住宅の戸数の割合が5割以上であること。) 	1/2(従前居住者向けの住宅の建設に限り2/3)	-	-	-	国土交通省	地方公共団体	
						二線堤等の保全	浸水被害軽減地区の指定に係る特例措置	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水被害軽減地区の指定 ・市町村においてあらかじめ条例の制定が必要 	-	-	-	1/2~5/6
	浸水防止用設備(防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機)の整備	税制特例	浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置	浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備に係る固定資産税を減免 最初の5年間価格に3分の2を参照して2分の1以上6分の5以下(範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村においてあらかじめ条例の制定が必要 	-	-	-	1/2~5/6	国土交通省	民間事業者	47
						補助金	都市構造再編集中支援事業	病院・福祉施設等の都市機能誘導施設の安全なまなかなへの移転等を促進するため、地方公共団体や民間事業者等が行う施設整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画に基づき実施される事業のうち立地適正化計画の目標に適合するもの ・施行地区要件は以下の通り ○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」 ○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点(都市計画区域外、都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分)」等 	1/2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)45%(居住誘導区域内等)	1/2(都市機能誘導区域内等、55%(居住誘導区域内等)	-
	災害ハザードエリアからの移転	補助金	防災集団移転促進事業	住民の生命等を災害から保護するため、住民の居住に不適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的として、地方公共団体が行う住宅団地の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害が発生した地域又は災害のおそれのある区域(※1) ・5戸以上(※2)かつ移転しようとする住居の半数以上の数 ※1: 災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域、土砂災害特別警戒区域 ※2: 災害ハザードエリア外の場合は10戸以上 	3/4	1/4	1/4	-	国土交通省	地方公共団体	49
						補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査・評価を実施する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・立地適正化計画に居住機能の移転の方針が明確に記載された防災指針が定められ(又は定められることが確実であり)、調査対象となる集落等に対して調査を実施することの合意がなされているもの。 	1/2	地方公共団体1/2	上限500万円
		補助金	特定都市河川浸水被害対策推進事業	浸水リスクに晒される地域における家屋移転	<ul style="list-style-type: none"> ・特定都市河川浸水被害対策に基づき指定された浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域で、本事業区域を流域水害対策計画に定め、当該区域内のすべての住居が輪中堤又は、宅地嵩上げ等若しくは家屋移転により防護されることとする。 ・防護対象の住戸10戸以上。ただし、家屋の移転を行う場合は、防護対象の住戸のうち、移転住戸を5戸以上とする。 ・本事業による事業費が、本事業を実施する区域における浸水を防衛するために必要な施設整備(堤防整備等)のトータルコストよりも安価であること。 ・本事業が流域水害対策計画に位置付けられていること。 	1/2	1/2	-	-	国土交通省	河川管理者	19※再掲
						交付金	がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅等の移転の費用を補助する事業等を実施する市町村を支援する事業	<ul style="list-style-type: none"> 【対象区域】 イ 建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域 ロ 建築基準法第40条に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域 ハ 都市計画法第12条の4に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域 ニ 土砂災害防止法第9条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 ホ 特定都市河川法第56条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域 ヘ 土砂災害防止法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、二に掲げる区域に指定される見込のある区域 ト 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域 【対象住居】 ①【対象区域】のい〜ホの区域の指定により、既存不適格等(建築制限に適合しないもの)の住宅 ②【対象区域】のい〜トの中にあつて、建築後の大規模地震、台風等により安全上、生活上の支障が生じた住宅で、移転勧告、是正勧告、避難指示等(避難指示は公示された日から6カ月を経過しているもの)に係るもの 	1/2	-	-

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主な要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
						国	都道府県	市町村	その他			
リスクの高い区域における土地利用・すまい方の工夫	建築物改修等	交付金	災害危険区域等建築物防災改修等事業	災害危険区域等を指定しやすい環境整備及び区域内における既存不適格建築物等の安全性向上のため、災害危険区域等に存在する既存不適格建築物等について、建築制限に適合させる改修等の費用を補助する事業等を実施する地方公共団体を支援する事業	【対象区域】 イ 建築基準法第39条第1項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域 ロ 都市計画法第12上の4に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域 ハ 特定都市河川法第56上に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域 【対象住宅・建築物*】 上記の区域指定等により既存不適格等(建築制限に適合しないもの)となった住宅・建築物 ※建築物=災害対策基本法に基づき地域防災計画において防災拠点(避難所等)に指定されている、もしくは一時集会所等に指定されている建築物	【計画認定】 住宅1/2 建築物1/3 【基準適合】 住宅1/2、1/3 建築物1/2、1/3 【防災改修】 住宅1/2 建築物1/2、1/3	-	-	-	国土交通省	地方公共団体	52
	既存住宅の浸水対策改修	補助金	長期優良住宅化リフォーム推進事業	既存住宅の浸水対策改修による防災性の向上	・以下の①、②を満たすリフォーム工事 ①リフォーム工事前にインスペクションを行うとともに、維持保全計画及びリフォームの履歴を作成すること ②工事後に耐震性と劣化対策、省エネルギー性が確保されること ・上記を満たすリフォーム工事の中で行う場合、防災性・レジリエンス性の向上改修工事(補助上限額:15万円/戸)として、建築物への浸水防止用設備(止水板等)の設置工事等、一定の浸水対策工事を補助の対象とする。 ・工事後の住宅性能の基準として、認定基準(長期優良住宅(増改築)認定)を取得するための基準を満たすものは全体の補助上限額を160万円/戸とし、評価基準(認定基準)には満たないが一定の性能確保が見込まれる水準を満たすものは全体の補助上限額を80万円/戸とする。	1/3	-	-	-	国土交通省	民間事業者等	53
	立地適正化計画の作成	補助金	集約都市(コンパクトシティ)形成支援事業	「流域治水」の考え方も踏まえ、立地適正化計画において居住誘導区域等の防災・減災対策を定める「防災指針」の作成	・立地適正化計画に以下の内容を記載すること。 ①持続可能な都市としてのような姿を目指すのか ②人口密度等に関する目標値、公共交通等に関する目標値、財政状況等に関する目標値、その他定量的な目標値、期待される定量的な効果 ③防災指針を策定する場合は、災害リスクを踏まえた居住人口等、定量的な目標値 ④空きビル、空き店舗、空き家、低米利用地等の既存ストックの活用 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第9条第1項に規定する地域公共交通計画を作成していない市町村にあっては、当該地域公共交通計画の作成を検討すること。	1/2	地方公共団体等1/2	-	定額補助あり(上限550万円) ※人口10万人未満かつ人口減少率20%以上の都市	国土交通省	地方公共団体等	50※再掲
土地の水災害リスク情報の充実	浸水想定区域図、ハザードマップ等作成	交付金	効果促進事業	基幹事業(流域内のハード対策等)と一体となったソフト対策として、浸水想定区域図、ハザードマップ等の作成・印刷を支援するもの。	社会資本総合整備計画の目標を実現するため基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業とし、当該提案事業の事業費も合計した額は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目途とすること。	1/2	1/2	-	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村)	54
		交付金	水害リスク情報整備推進事業	全ての一級、二級河川のうち、防災・安全交付金による河川事業(ハード整備)を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップの作成・印刷を支援するもの	社会資本整備総合交付金事業③河川事業及び④防災・安全交付金③河川事業を実施していない河川で、洪水浸水想定区域図又は洪水ハザードマップを作成。交付期間については、次のとおりとする。 ① 洪水浸水想定区域図の作成は令和7年度まで ② 洪水ハザードマップの作成は令和8年度まで ※1 都道府県が市町村に対し、事業費の1/3以上を補助する場合に限る。	1/3	1/3※1	1/3※1 その他は、市町村が整備する洪水ハザードマップの作成の場合	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	55	
		交付金	内水浸水リスクマネジメント推進事業	浸水シミュレーションによる内水浸水想定区域図の作成、避難行動等に関する情報・基盤整備、雨水管理総合計画の策定を行う事業	-	1/2	-	1/2	-	国土交通省	地方公共団体(都道府県、市町村等)	56
		交付金	津波・高潮危機管理対策緊急事業	ソフト対策(津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査等)	特になし	1/2	-	-	-	農林水産省 国土交通省	海岸管理者(都道府県等)	57
		交付金	学校施設環境改善交付金	公立学校施設において、雨水貯留槽や暗渠排水機能等、防災機能を向上させるための整備	公立の義務教育諸学校等施設に係る事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。	1/3	-	2/3	-	文部科学省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	58
安全な避難先の確保	避難路・避難場所等の整備	補助金	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等が行う雨水貯留槽や暗渠排水設備等、防災機能を向上させるための整備	国立大学法人等が行う補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。	定額	-	-	-	文部科学省	国立大学法人等施設管理者(国立大学法人、独立行政法人)	58
		補助金	私立学校施設整備費補助金	私立学校(幼〜大)施設における貯水槽等、防災機能を向上させるための整備	学校法人又は準学校法人(以下「学校法人等」という。))に対し、当該学校法人等の設置する私立学校等が事業を行う場合に、これに必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。	高校以下1/3以内等 大学等1/2以内等	-	-	-	文部科学省	私立学校施設設置者	58
		交付金	都市防災総合推進事業	避難路や避難場所となる公共施設の整備や防災まちづくり計画の策定等に対する支援	○以下の地区要件のいずれかを満たすもの ・災害の危険性が高い区域(洪水・雨水出水・高潮浸水想定区域等)を含む市街地 ・大規模地震発生の可能性の高い地域 ・重点密集市街地を含む市町村 ・DID地区 ○以下の条件をすべて満たすもの i) 避難路・避難地 ・住民等の合意形成がなされた整備計画に位置付けられていること。 ・緊急に整備する必要のある施設又は著しい効果が期待できる施設であること。 ii) 避難施設 ・災害対策基本法第49条の4に規定する指定緊急避難場所であること(市町村長が指定することが確実である施設を含む。) ・地区防災計画等の避難や防災に関する計画に位置付けられていること。 ・避難人数等を勘案し、指定緊急避難場所に必要な最低限の機能として整備するものであること(既存の指定緊急避難場所の機能の強化を図るために整備するものを含む。)	1/2 用地費1/3	1/2 用地費2/3	1/2 用地費2/3	-	国土交通省	地方公共団体	59
避難通路等の整備	交付金	市街地再開発事業等	市街地再開発事業等における防災関連施設を含めた共同施設の整備	1 既に都市計画決定がなされた地区又は採択年度内に都市計画決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われるもの。 2 再開発促進地区、都市機能誘導区域内等において行われる事業であること。 3 施行区域が原則として10,000㎡以上(都市局所管)又は5,000㎡以上(住宅局所管)の市街地再開発組合及び再開発会社が行業者である事業の場合。等	各1/3等(市街地再開発組合等に対しては、国1/3等、地方公共団体1/3等)	-	-	-	国土交通省	地方公共団体等	60	
	交付金	津波・高潮危機管理対策緊急事業	津波対策としての管理用通路の整備、避難用通路の設置(堤防スロープ等)	・以下のいずれかに該当する海岸であること ①大規模な地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸 ②潮平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸 ・事業着手から5年以内、整備目標の達成が見込まれること ・事業計画の総事業費が以下のとおりであること ① 都道府県が行うもの、5千万円以上 ② 市町村が行うもの、2千万円以上等	1/2等	-	-	-	農林水産省 国土交通省	海岸管理者(都道府県等)	57※再掲	

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主な要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
						国	都道府県	市町村	その他			
安全な避難先の確保	避難場所の確保	補助金	一時避難場所整備緊急促進事業	地域の防災拠点となる建築物の整備を促進するため、大規模な建築物の耐震化並びに災害時に発生する避難者及び帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設の整備をワンパッケージで支援	○20人以上の避難者を受け入れる協定を地方公共団体と締結すること ○浸水想定区域等の区域又はその隣接する区域で整備すること ○耐震性を有すること(建築基準法適合)※1 ※1 津波に関する避難場所の新築については、耐震等級2以上 ○通常在館者分と避難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること ○通常在館者分の備蓄品を保管するための備蓄庫について、次のいずれかに該当するものであること ・基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの ・事業の整備前に基礎事業として国の交付金又は補助金を受けて整備されたもの ・都市再生特別措置法第45条の15第1項の規定による管理協定の締結等により適切に維持管理されると認められるもの	【民間事業者が整備主体の場合】 1/3 【地方公共団体が整備主体の場合】 1/2	【民間事業者が整備主体の場合】 1/3 【地方公共団体が整備主体の場合】 1/2	-	-	国土交通省	地方公共団体、民間事業者等	61
	都市安全確保拠点の整備	交付金	都市安全確保拠点整備事業	災害時に都市の機能を維持するための拠点を街地(都市計画法に規定する「一団地の都市安全確保拠点施設」に限る。)を整備するために支援を行う事業をいう。	・都市計画に定められた一団地の都市安全確保拠点施設 ・浸水発生時に多数の居住者等の安全を確保する必要性が高い区域内(DID区域内かつ浸水継続時間が7時間以上の地域及び隣接する地域) ※1市区町村あたり10haまで	1/2	1/2	-	-	国土交通省	地方公共団体	62
要配慮者利用施設(医療機関、社会福祉施設等)の浸水対策	交付金	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	(1)対象事業 耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等 (2)対象施設 ・助産施設、乳児院、母子生活支援施設・児童養護施設・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・児童厚生施設(児童館)、児童相談所一時保護施設・職員養成施設、自立援助ホーム・ファミリーホーム、一時預かり事業所、地域子育て支援拠点事業所、利用者支援事業所・子育て支援のための拠点施設・市区町村子ども家庭総合支援拠点・産後ケア事業を行う施設・こども家庭センター・里親支援センター・社会的養育自立支援拠点事業所・妊産婦等生活援助事業所・児童育成支援拠点事業所・子育て短期支援事業専用施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・居宅訪問型児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所・障害児相談支援事業所	定額 ※原則、 国1/2相当 (児童館は原則国1/3相当)	-	-	-	-	こども家庭庁	地方公共団体(都道府県、市区町村)	63
	交付金	就学前教育・保育施設整備交付金	保育所等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	(1)対象事業 耐震化整備、ブロック塀等改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等 (2)対象施設 保育所、幼稚園(認定こども園への移行に伴うもの)、認定こども園、小規模保育施設等 ※保育所及び認定こども園(保育所機能部分)については公立を除く	【私立】1/3等 ※「親子子育て安心プラン」に参画する等一定の要件を満たす自治体は2/3 【公立(都道府県立)】(幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の幼稚園機能部分)1/3等 【公立(小規模保育事業所)】1/2等 ※「親子子育て安心プラン」に参画する等一定の要件を満たす自治体は2/3	【公立(都道府県立)】(幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の幼稚園機能部分)2/3等 【私立】1/4等 ※「親子子育て安心プラン」に参画する等一定の要件を満たす自治体は1/2 【公立(市区町村立)】(幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の幼稚園機能部分)2/3等 【私立】1/4等 (設置主体負担割合)	-	-	こども家庭庁	地方公共団体(都道府県、市区町村)	64	
	交付金	医療施設浸水対策事業	浸水想定区域等に所在し、地域の医療提供体制の観点から浸水想定区域等から転移することができない政策医療実施機関等が行う医療用設備や電気設備の移設や止水板等の設置等の浸水対策	水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する浸水想定区域(洪水・雨水出水・高潮)、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する津波災害警戒区域に所在し、地域の医療提供体制の確保の観点から当該区域から転移することができない医療機関であること。 (1)止水板等の設置建物内への浸水を有効に防止できる場所に止水板等(浸水に耐える材質で、取り外し、移動又は開閉が可能なもの)を設置するものとする。 (2)医療用設備の移設 水防法に基づき国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が公表する想定浸水深(以下「想定浸水深」という。)、又は津波防災地域づくりに関する法律に基づき都道府県知事が公示する基準水位(以下「基準水位」という。))より高い位置に医療用設備(建物と一体として整備を行う必要がある医療用設備に限る。)を移設するものとする。 (3)電気設備の移設 想定浸水深又は基準水位より高い位置に電気設備(受変電設備、自家発電機設備、分電盤、それらに付随する設備機器等)を移設するものとする。 (4)排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置 建物内への浸水を有効に防止できる場所に雨水貯留槽を整備し、雨水貯留槽内に貯まった雨水等を河川や雨水管等に排水するポンプを設置するものとする。	0.33	-	-	-	-	厚生労働省	民間事業者	65
	補助金	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者支援施設等における防災・減災対策を推進するため、社会福祉法人等が行う施設整備	(1)対象事業 障害者支援施設等において行われる水害対策のための施設整備事業であって、大雨等の災害に備えて、利用者が円滑で安全な避難を行うために必要な整備 (2)対象施設(対象区域内に所在する以下の施設) 障害者支援施設、共同生活援助事業所、短期入所事業所、宿泊型自立訓練事業所、救護施設、更生施設、宿所提供施設、女性相談センター一時保護所及び女性自立支援施設 ※対象区域(主なもの) ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条により、都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域又は同法第9条により都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に所在する施設 ・水防法第14条により、都道府県知事が、洪水浸水想定区域として指定した区域内に所在する施設等	1/2	1/4(実施主体が都道府県、中核市の場合) 1/2(設置主体が都道府県の場合) ※女性相談センター一時保護所及び女性自立支援施設に限る	1/4(実施主体が指定都市、中核市の場合) 1/2(設置主体が指定都市の場合) ※女性相談センター一時保護所及び女性自立支援施設に限る	1/4	-	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、指定都市、中核市)	66
	交付金	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(水害対策強化事業)	高齢者施設等における防災・減災対策を推進するため、高齢者施設等が行う水害対策に伴う改修等	原則、災害危険区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域に指定されている等、水害の発生が懸念される地域にある施設事業所を対象とする。	1/2、定額	1/4	1/4	1/4	-	厚生労働省	地方公共団体(都道府県、市区町村)	67
水道施設(浄水場等)の浸水対策	補助金	水道水源開発等施設整備費国庫補助金(水道施設機能維持整備費)	浸水想定区域等に位置し、浸水災害により給水停止となる恐れがある基幹となる浄水施設等に対して、浸水災害への対策工事として防水扉等を整備する事業	・資本単価が、水道事業90円/m以上、水道用水供給事業70円/m以上であること。 ・基幹となる浄水施設が、浸水想定区域内等に位置し、浸水災害により給水停止のおそれが高い場合に実施する浸水災害への対策工事等	1/3	2/3	-	-	国土交通省	地方公共団体	68	
	交付金	中小企業強靱化対策事業(中小規模運営費交付金)	中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画策定支援	(連携)事業継続力強化計画の策定を行うおとす中小企業者であること。	-	-	-	-	中小企業庁	民間事業者(中小企業、小規模事業者)	69	
事業継続力強化計画認定制度	税制特別	中小企業防災・減災投資促進税制	中小企業が防災・減災設備を取得した場合に保特別償却	・(連携)事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業者であること。 ・計画認定日から以後1年を経過する日までに、計画に記載された対象設備を取得等し事業の用に供すること。	-	-	-	-	中小企業庁	民間事業者(中小企業、小規模事業者)	69	

流域治水対策等の主な支援事業

	内容	支援策	交付金等	交付対象事業	主な要件等	事業費負担割合				所管官庁	支援先	掲載箇所
						国	都道府県	市町村	その他			
活かす自然環境の持つ多様な機能の活用	環境整備	交付金	統合河川環境整備事業 ※再掲	<ul style="list-style-type: none"> 汚濁の著しい河川の水質改善 魚類の遡上・降下環境の改善※ 自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生※ 「水辺の楽校構想」又は「かわまちづくり計画」に位置づけられた河川管理施設の整備 ※貯留機能保全区域における取組も対象	次のいずれかの要件を満たすこと ・指定区間内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての水質浄化を行う事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての水質浄化を行う事業等 ・指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、横断工物により河川等が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域※において魚道の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの ・指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川等の特に必要とする区域※において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの ・民間事業者と連携する水辺の整備を行う事業のうち、指定区間内の一級河川及び二級河川において、「かわまちづくり計画」に都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組が位置づけられた河川管理施設の整備を行う事業 ・指定区間内の一級河川及び二級河川において、「水辺の楽校構想」又は「かわまちづくり計画」に位置づけられた河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの ※区域には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を含む。	1/3 (沖縄1/2)	-	-	-	国土交通省	地方公共団体 (都道府県、市町村)	18※再掲
	グリーンファイナンス	補助金	グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業(環境保全対策関連部門)	気候変動への適応、環境イノベーションに向けた研究開発、循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド、グリーンローン、サステナビリティボンド、また、同対象についてKPIを掲げるサステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローンの発行等への支援 ※地方自治体や企業の資金調達時に必要となる第三者評価費用等の補助を行うものであるが、申請者は資金調達者ではなく第三者評価機関等となる	資金調達完了時点において、以下の①から③までを満たすグリーンボンド等であるものとする。 ① 1. グリーンボンド、グリーンローンの場合 調達資金の100%(サステナビリティボンドの場合は50%以上、かつソーシャルプロジェクトを含む場合は環境・社会面で重大なネガティブな効果がないもの)がグリーンプロジェクトに充当 かつ調達資金の金額又は件数の50%以上が国内脱炭素以外のグリーンプロジェクトに充当されるものであること 2. サステナビリティ・リンク・ボンド、サステナビリティ・リンク・ローンの場合 KPIについて国内脱炭素以外の環境改善(気候変動適応、資源循環分野、生物多様性・自然資本分野等)に資するKPIが一つ以上含まれていること ② グリーンボンド等フレームワークがガイドラインに準拠すること ③ グリーンボンド及びサステナビリティボンドの発行においては、フレームワークを公表済みであること。補助金申請時に未公表の場合は、発行までに公表すること。	4/10~ 7/10	-	-	3/10~ 6/10 (11-補助率1分を負担)	環境省	<補助先> 評価会社等民間事業者 <支援先> 地方公共団体、民間事業者等	70